

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 29 年 6 月 26 日現在

機関番号：32207

研究種目：基盤研究(C) (特設分野研究)

研究期間：2014～2016

課題番号：26520108

研究課題名(和文) 高齢化社会における世代間正義の法的基盤構築

研究課題名(英文) Intergenerational Law and Justice in Aging Society

研究代表者

吉良 貴之(Kira, Takayuki)

宇都宮共和大学・シティライフ学部・講師

研究者番号：50710919

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,800,000円

研究成果の概要(和文)： 少子高齢化が進む現状において、世代間の正義にかなった法制度のあり方について基盤的な考察を行った。研究代表者の吉良は法哲学的見地から、いわゆる「シルバー民主主義」的状况における世代間の協働可能性について、分配的正義論の基礎としての福利(well-being)のあり方や、将来世代まで含めた共同体意識のあり方を中心に考察を進めた。また、その具体的な法制度的含意を明確にするため、研究分担者の寺田が特に欧州諸国の年金改革などを参照しながら比較行政法的考察を、研究協力者の中村がドイツの移民問題を参考にグローバル生存権の可能性を、同じく戸田が脳神経科学からの世代間道徳意識の考察を行った。

研究成果の概要(英文)： We explored the possibility of intergenerational justice in aging society, in particular, about the legal basis. Kira discussed the possibility of inter- and intra-generational cooperation in "silver democracy," specifically about life-time well-being, and intergenerational reciprocity including future people. In order to clarify the implications to legal practice, Terada compared the administrative reformations of national pension systems in EU, Nakamura discussed the possibility of global human rights referring to German immigrants problems after WW II, and Toda inquired the neuroscientific basis of intergenerational consciousness.

研究分野：法哲学

キーワード：法哲学 世代間正義 世代間倫理 シルバー民主主義 年金改革 生存権 脳神経倫理学 熟議民主主義

## 1. 研究開始当初の背景

### (1) 法哲学における「世代間正義論」の展開として

研究代表者(吉良貴之)は「法哲学」分野を専攻し、法制度に先行する哲学的基盤の構築を目指してきた。具体的には主に「世代間正義論」と呼ばれるテーマから開始した。これはいまだ生まれざる将来世代と現在世代との関係について、資源やリスクの分配のあり方の正義を考えるものである。たとえば、将来世代はいかなる意味で「権利」を有するのかといった法概念論上の問題から、仮に何らかの権利を有するとしてそれは現在においてどのように実現されるべきか、そのために必要な法制度構想はどのようなものであるべきか、といったことを考察してきた。

「法」はその普遍的な適用を旨とするものである以上、適用対象のさまざまな差異に細かく配慮することには原理的な限界がある。とりわけ、時間軸が導入される問題について、法の普遍性は問い直されざるをえない。上述の世代間正義論は、いまだ生まれざる将来世代との関係を問うものであるがゆえに最もクリティカルな素材を提供するが、そこでの知見はもちろん、現在に生きる人々のなかの世代間の関係、たとえば高齢者世代とそれを支える若年世代はどのような「正義」の関係に立ちうるかといった問題に応用される。むしろ、そういった現実的な問題によってテストされることにより、当初の原理的探求はさらに強靱なものとなるだろう。したがって、現在に生きる人々のあいだでの「世代間正義」のあり方の探求は、将来世代との関係とも合わせ、欠くべからざる問題領域といわなければならない。

### (2) 「世代会計」の光と闇

研究代表者は、1で述べた「世代間正義論」の具体的展開の一例として「世代会計」の道徳的・法制度的な含意の探求に参与した(2011年、内閣府「経済社会構造に関する有識者会議」「制度・規範ワーキンググループ」)。「世代会計」とはL・コトリコフらによって開発された手法であり(L. Kotlikoff, et al. "Generational Accounting: A New Approach to Understanding the Effects of Fiscal Policy on Saving," *Scandinavian Journal of Economics*, 94-2, 1992) 国民を10歳程度ごとの「世代」に分け、国家との関係におけるそれぞれの負担と受益の量を棒グラフによって示した表である。税金というかたちで国家に支払った額を「負担」とし、社会保障その他によって国家から得られた額を「利益」とする。両者を比較し、負担と利益のどちらが大きいかを可視化することで、自分が属する世代が他の世代との比較でどれだけ有利または不利な位置にあるのかを一目瞭然にすることに眼目がある。計算方法にはさまざまなものがあり、各種の試算をめぐっては議論が続いているが、日本国では

2013年現在、おおむね50歳前後が「損益分岐点」となっている。

高齢者世代になればなるほど受益のほうが大きく、若年世代および将来世代になればなるほど負担のほうが大きくなる。むろん、これは金銭的利益への単純な還元による試算であり、各世代内部の差異に配慮されていない点で限界もある。しかし、そうした可視化によって明確になった世代間関係は、今後の高齢化社会における福祉制度設計などに対して小さくない道徳的含意を持ちうる。たとえば、そこで明らかに不利な立場にある若年世代は、高齢者世代を支えるインセンティブをいかにして持ちうるだろうか？ ところで有利な立場にある高齢者世代は、「逃げ切り」に居直ることなく、真摯に若年世代に向き合うことが可能だろうか？ 世代会計のアイデア自体はまだ新しいものであり、現状、こうした道徳的・法制度的含意まで探求する研究はほとんどないが、本研究は前述の「世代間正義論」の展開としてその先鞭をつけるものである。

### (3) 法学における研究状況と、本研究の位置付け

2で述べたような問題意識によって世代間の関係を探求する研究は、法学においてはいまだ、社会保障法や行政法を中心に、各論的なものにとどまっている。しかし、来たる高齢化社会においては、「世代会計」などによって示された明らかな世代間不均衡を前提に、それでもなお、全世代間の協働のための条件が探求されなければならない。そのためには、個別法領域の研究の重要性はもちろんのこと、それを包括的に体系化し、高齢化社会の現実即した新しい民主主義理論にむけた原理的思考が不可欠である。本研究が、一方で比較行政法研究によって足腰を固めつつ、法哲学的な探求を中心に据えるのはそうした問題意識ゆえである。

## 2. 研究の目的

### (1) 高齢化社会における民主主義理論の基盤構築

上記1(2)「世代会計」が示すように、現代の日本社会においては世代間の受益と負担の不均衡が著しく大きなものとなっている。その一方で、高齢化社会を前提とした社会保障制度の改革は喫緊の課題となっている。こうした条件において、世代間対立を激化させることなく、全世代間の政治的協働は可能だろうか？ 本研究では、「世代会計」の道徳的含意について、特に民主的政治過程への参加意識のあり方を、近年勃興しつつある道徳心理学(moral psychology)および熟議民主主義理論(deliberative democracy)の知見を用いることによって明らかにする。特に、高齢者の側の視点に定位し、その具体的な福祉(幸福)のあり方を分析しつつ(幸福概念のライフステージ研究)、有利な立場にある

世代がいかにして全世代にとって公正な制度設計へと参与しうるのか、その基盤を構築する。

## 2. 比較法研究によるフィードバック

以上の考察によって構築された基盤は、単に思弁にとどまることなく、具体的な福祉制度設計や、民主的政治過程のデザインに応用される必要がある。現実の制度にとって「使える」ものであるかどうかというテストによって、上述の理論探求の妥当性も検証される。そして、必要に応じて両者を反照的に繰り返し直していくことになる。

この作業にあたっては、世代間協働を実現するにあたって具体的にいかなる法制度があり、そこにどのようなメリット・デメリットがあるかを、日本だけでなく、高齢化社会が進む先進諸国の法制度との比較のうえで考える必要がある。本研究では、英米法圏について代表者の吉良が、大陸法圏について分担者の寺田麻佑（行政法）が担当し、具体的な制度のあり方の知見を踏まえたうえでそれを上記 1 の法哲学的基盤構築にフィードバックさせる。

## 3. 研究の方法

本研究は、法哲学的な理論研究と、その理論を具体的な法制度につなげるための比較法研究の二つが柱になっている。前者については、法哲学およびその隣接分野（社会学、心理学、科学技術社会論など）において高齢化社会に関連する各種の文献を購読し、理論的基盤を構築する作業が中心になる。ここでは研究分担者、および関連分野の研究者と定期的に研究会を開催し、意見交換する機会をもつこととする。

後者の比較法分析においても文献購読により理論構築が中心になるが、それだけでは不足するため、高齢化が進む先進諸国での実際の取組みについての現地調査も並行して定期的に行うものとする。具体的には、英米法圏について研究代表者の吉良貴之が、大陸法圏（特に西ヨーロッパ）について研究分担者の寺田麻佑（比較行政法）が担当し、両者の知見をすり合わせることによって現状認識の共有をはかる。この作業においては特に、法哲学による単独の理論研究ではなく、実定法研究者との連携体制を構築することの強みが発揮されることだろう。

以上をもとに、特に最終年度においては具体的な法制度構想を世に問うことによって本研究の妥当性や実現可能性を検証し、その結果をフィードバックする。手段としては各種ジャーナルへの論文投稿、論文集の出版、（国際）シンポジウムの開催などが中心となる。また、世代間交流の「現場」を知ること重要であるため、一般向けアウトリーチイベント（講演会、サイエンスカフェなど）も積極的に開催する。

## 4. 研究成果

### (1) 2014 年度

2014 年度は本研究計画の最初の年であり、法哲学・比較行政法学を中心とする理論構築と、欧米および東アジア諸国での世代間協働のあり方の現地調査について、基礎固めを行った。

について、法・政治哲学上の世代間正義論の最新の研究状況を調査し、それを若年世代と老年世代の民主的な協働可能性という問題意識によって再定位する必要性を確認した。その成果として、論文に吉良貴之「憲法の正統性の時間論的分節化」(著書 1)、国際会議発表に吉良 "On Intergenerational Constitutional Legitimacy" (発表 1) など。研究分担者の寺田が主に担当する比較行政法研究では、民主的協働の基礎となる社会保障制度等について「高齢者法 (aging law)」の視角から整理する必要性を確認した。また、今後日本でも喫緊の課題となる移民問題について、特にその世代間の文化的ギャップに着目することで本研究計画をより実践的なものとする方向が検討された。この点、国籍法・移民問題を専門とする中村安菜氏（日本女子体育大学）に研究協力者として参加いただき、具体的な探求への道筋をつけた。

について、日本と同様に少子高齢化が進む先進諸国の世代間協働のあり方の国際調査・比較を進めた。2014 年度はドイツ家族省主導の世代間交流の取り組みについて吉良が、アメリカでの同様の取り組みについて吉良と寺田が、現地研究者・政策担当者への聞き取り調査、文献収集等を行った。また日本と文化的事情を多く共有する東アジア諸国との比較の必要性も確認し、韓国・台湾についても同様の調査を行った。この過程で、日本・東アジア法制史を専門とする岡崎まゆみ氏（帯広畜産大学）に連携協力者として参加いただき、歴史的な比較によって本課題を重層的に発展させる見通しを得た。

### (2) 2015 年度

2015 年度は昨年度に引き続き、日本および世界各国の世代間協働の制度状況と実態についての調査と、それを踏まえた理論構築作業を進めた。「世代会計」に表されるような世代間不均衡状況のもと、「縦横の」分配的正義がいかにして可能になるのか、という問題設定のもと考察を深めた。理論的には、デニス・マッカーリーらが批判的に検討する「人生全体の平等主義」や、エリザベス・アンダーソンらが提唱する「民主的平等」論などに着目し、福利を時点ごとに集計可能なものとして捉える見方に対し、人生全体の・ライフステージごとの福利のあり方を有機的に考慮していく視点の必要性も確認した。

世代間協働の制度状況については、特に比較行政法的観点からの調査・考察を進めた。主に対象としたのは各種制度が充実しているドイツ・アメリカであるが、少子高齢化の

あり方や文化状況が日本と似ている東アジア諸国（韓国、中国、台湾、香港など）の調査も有益であるため、比較対象を広げることとなった。

その成果の一部として、Asia-Pacific Science, Technology & Society Network: Biennial Conference 2015 でオーガナイズドセッション "Intergenerational Democratic Deliberation for the Long-term Risk Management"を企画し、研究代表者・分担者・協力者の計4名が、災害とリスク管理、移民問題、脳神経倫理と責任判断などの個別テーマについて報告を行った（**発表4-7**）。

### (3) 2016年度

最終年度においては、世代間の正義にかかわる問題を、主に現在世代内部の規範的問題としての「世代内（intra-generational）正義」と、いまだ生まれざる将来世代と現在世代との規範的関係を扱う「世代間（inter-generational）正義」の問題に分け、両者の関係がいかなるものでありうるかをまとめ、法理論的含意を抽出することを試みた。その成果として、日本の公的年金制度のあり方を分配的正義論・福利論の観点から検討した論文・吉良貴之「年金は世代間の助け合いであるべきか？」（**著書7**）および吉良貴之「シルバー民主主義の憲法問題」（**論文3**）がある。そこでは世代間の協働のための条件を考えるうえで、一定の時間的幅をもった福利（well-being）のあり方とその規範的意味を考えることが重要であることを確認し、(2)で述べたアンダーソンやマッカーリーといった論者の「民主的平等」論に関わる議論を批判的に検討した。

また、以上の成果の実定法上の含意や、科学技術倫理に対するインパクトを見定める作業を、研究分担者の寺田、研究協力者の中村・戸田・岡崎らとともに行った。実定法上の含意を見定める作業については、これまでの欧米・東アジア各国調査の成果も踏まえ、行政法について欧州の年金制度改革を参照しながら寺田が、憲法についてドイツ移民の世代間問題の状況を参照しながら中村が検討を行った（吉良も含めた3人による発表として、日本法哲学会2016年度ワークショップ「高齢化社会と世代間正義」がある：**発表9-11**、**ウェブサイト掲載論考**）。また、世代間問題に対する脳神経倫理学からのアプローチについて戸田が（**発表12**）東アジア各国の法史的比較を踏まえたうえでの現代日本法への含意抽出について岡崎が検討を行った。

以上のそれぞれの成果は本報告書に記載したもののほか、本研究のウェブサイトに掲載される予定である\*1。以上の成果により、世代間問題に関わる原理的問題を踏まえたうえでの、その実定法理論的含意を本研究所の試みは十分に達成されたものと考えている。

\*1 ウェブサイト「高齢化社会における世代間正義の法的基盤構築」（研究期間終了後も随時更新予定）

<http://jj57010.web.fc2.com/kaken/kaken2014.html>

## 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 3 件)

1. 寺田麻佐・板倉陽一郎「改正個人情報保護法と災害：防災情報、医療情報の取扱いについて」、『EIP』70巻1号、2015年11月、1-7頁。
2. 吉良貴之・定松淳・寺田麻佐・佐野亘・酒井泰斗「法と科学の日米比較行政法政策論」、『科学・技術・社会』26巻、2017年06月、71-102頁。
3. 吉良貴之「シルバー民主主義の憲法問題」、『別冊法学セミナー 憲法のこれから』日本評論社、2017年7月。

〔学会発表〕(計 12 件)

1. Takayuki Kira, "On Intergenerational Constitutional Legitimacy," in *the 2014 9th East Asian Conference on Philosophy of Law*, 22 Aug. 2014, Hankuk University of Foreign Studies, Seoul, South Korea.
2. 吉良貴之「二つの世代間正義をめぐって」、『Future Earth / TransDisciplinary 研究会、国立環境研究所、2014年10月09日
3. 吉良貴之「世代間民主主義の可能性」、『倫理・法令・社会連続セミナー、東北大学・東北メディカルメガバンク機構、2015年01月26日
4. Takayuki Kira, "On Intergenerational Reciprocity," in *Asia-Pacific Science, Technology & Society Network: Biennial Conference 2015* (organized session "Intergenerational Democratic Deliberation for the Long-term Risk Management"), 3 October 2015, Kaohsiung, Taiwan.
5. Mayu Terada, "Disaster Management and Administrative Law -- Administrative Structure, Restrictions and the Risk," ditto.
6. Anna Nakamura, "Immigration Issues in Intergenerational Society," ditto.
7. Soichiro Toda, "Neuroscientific Basis for Intergenerational Deliberation," ditto.
8. Takayuki Kira, "Population Ethics in Urban Aging Society," in *10th International Conference on Applied Ethics*, 28 October 2016, Hokkaido

University, Japan.

9. 吉良貴之「二つの世代間正義の可能性」、日本法哲学会WS「高齢化社会と世代間正義」、立教大学、2016年11月19日
10. 寺田麻佑「少子高齢化社会における法のあり方」、同上
11. 中村安菜「ドイツにおける移民・難民の世代間正義に関する問題提起」、同上
12. 戸田総一郎「裁判員制度の行動経済学敵分析：脳神経科学的・ゲノム科学的証拠の妥当性」、日本法哲学会分科会、立教大学、2016年11月19日

〔図書〕(計 8 件)

1. 憲法理論研究会編『憲法と時代』敬文堂、2014年10月、吉良貴之「憲法の正統性の時間論的分節化」(183-196頁)
2. 高橋滋編『行政法 Visual Materials』有斐閣、2014年12月、寺田麻佑分担執筆。
3. ドゥルシラ・コーネル著(吉良貴之・仲正昌樹〔監訳〕)『自由の道徳的イメージ』御茶の水書房、2015年05月。
4. シーラ・ジャサノフ著(渡辺千原・吉良貴之〔監訳〕)『法廷に立つ科学 「法と科学」入門』勁草書房、全320頁、2015年7月。
5. 瀧川裕英・大屋雄裕・谷口功一編『遅しきリベラリストとその批判者たち 井上達夫の法哲学』ナカニシヤ出版、2015年8月、吉良貴之「時間：入れ違いの交換可能性のもとで」(209-221頁)。
6. 神野潔編『教養としての憲法入門』弘文堂、2016年3月(吉良貴之分担執筆)。
7. 瀧川裕英編『問いかける法哲学』法律文化社、2016年8月、吉良貴之「年金は世代間の助け合いであるべきか?」(168-183頁)。
8. 陶久利彦編『性風俗と法秩序』尚学社、2017年3月、吉良貴之「モダンガールの百貨店の主体性」(305-318頁)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：  
発明者：

権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ウェブサイト  
「高齢化社会における世代間正義の法的基盤構築」  
<http://ij57010.web.fc2.com/kaken/kaken2014.html>

掲載論文(2017年6月時点)

1. 寺田麻佑「少子高齢化社会における法制度のあり方：年金制度と世代間正義の問題を中心に」
2. 中村安菜「ドイツにおける国家成員資格の検討：世代内正義・世代間正義の観点から」
3. 戸田総一郎「バイオバンクと世代間倫理：「連帯」概念を出発点として」

## 6. 研究組織

(1) 研究代表者

吉良 貴之 (KIRA, Takayuki)  
宇都宮共和大学シティライフ学部  
専任講師  
研究者番号：50710919

(2) 研究分担者

寺田 麻佑 (TERADA, Mayu)  
国際基督教大学教養学部  
准教授  
研究者番号：00634049

(3) 連携研究者

( )

研究者番号：

(4) 研究協力者

中村 安菜 (NAKAMURA Anna)  
戸田 総一郎 (TODA, Soichiro)  
岡崎まゆみ (OKAZAKI Mayumi)